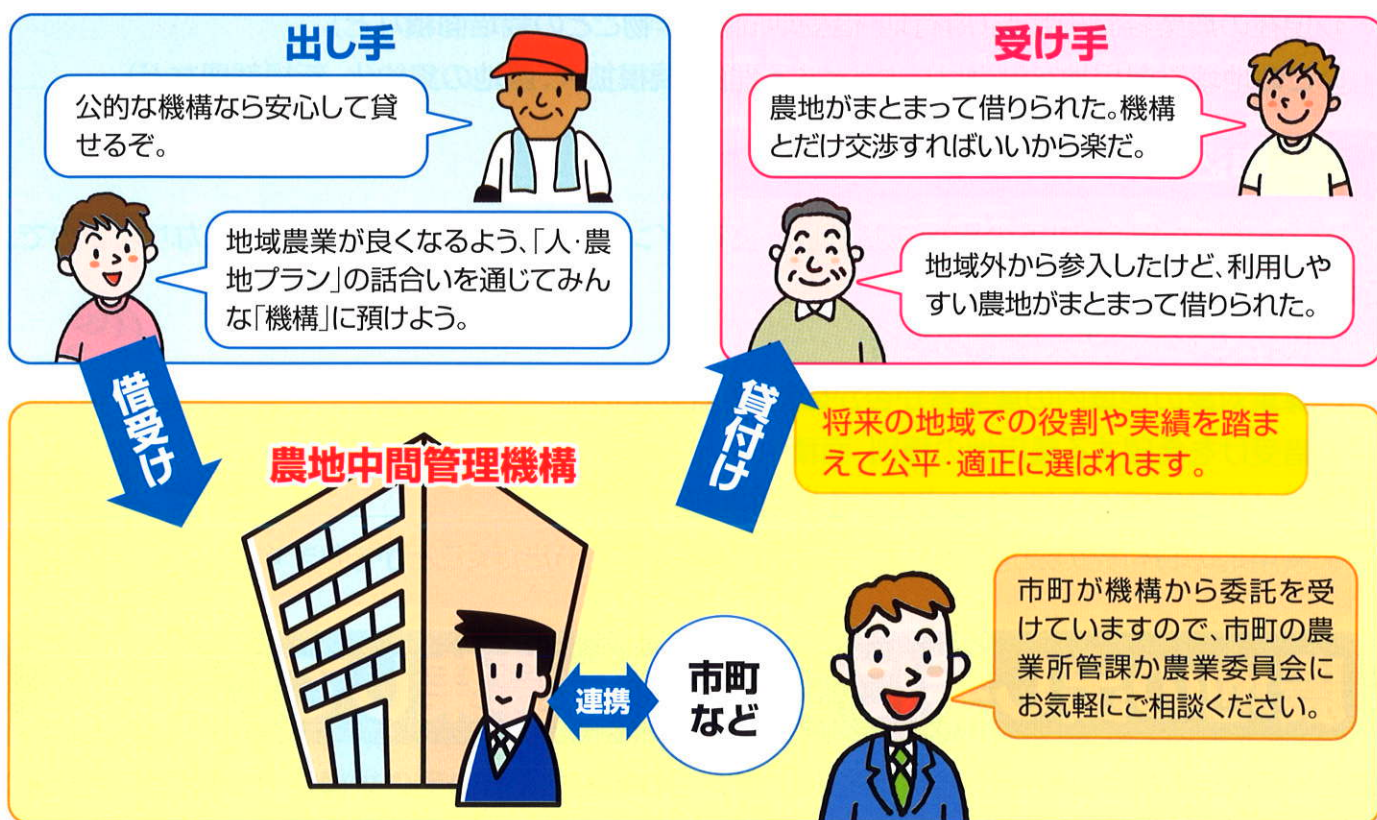


# 農地中間管理機構を活用して 経営の規模拡大と安定化を進めましょう!

平成26年度から始まった新政策として、農地の貸し借りにおける中間受け皿となる**農地中間管理機構**が整備され、公益財団法人香川県農地機構がその業務を担っています。

この機構は、出し手から農地を借り受け、受け手となる担い手の規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸しをすることにより、**担い手の経営安定や地域の農地利用の最適化等を進めます**。農地貸借による経営の規模拡大と安定化に向け、農地中間管理機構を活用しましょう。

## 農地中間管理機構のしくみ



## 農地の受け手が機構を活用するメリットは…

### ○認定農業者などの担い手農家

⇒機構からまとまった農地を借受けでき規模拡大が進めやすくなります。また、機構を活用して分散した農地を担い手ごとに集約化し作業の効率化が図れます。(一定の要件のもと、機構を通じた農地の受け手に対する助成措置があります)

### ○集落営農組織

⇒集落での「人・農地プラン」の作成や見直しの話合いの中で、機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編成を進めることができます。(一定の要件のもと、機構を通じた農地の貸し借りに対して助成措置があります)

### ○新規就農(就農希望者・農外企業)

⇒機構が保有する農地を借受けすることができ、これまで課題であった農地の確保がしやすくなり、安心して経営がスタートできます。

**事業の取組みには、借受希望者としての応募が必要です。**

～応募の詳細は裏面をご確認ください。～



# 農地借受けの応募方法と確認事項

## 応募方法

農地の借受希望者の募集・受付は市町の担当課窓口で行っています。申込み用紙は、市町の担当課窓口にありますので、所定の事項を記入の上、ご提出ください。

(申込み用紙は、下記のホームページからダウンロードもできますので、ご活用ください。)

## 申込書の主な記入内容

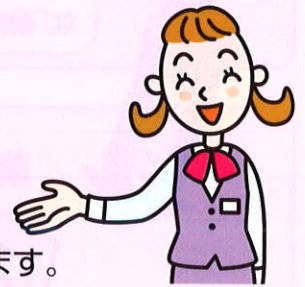
- ① 借受けを希望する農用地の所在地域、種別(田・畑など)、面積
- ② 借受けた農用地に作付けしようとする作物の種類(米、レタス、イチゴなど)
- ③ 借受けを希望する時期、期間、その他の条件
- ④ 現在の農業経営の状況(所有地・借受地面積、作物ごとの栽培面積など)
- ⑤ この地域で農用地を借受けしようとする理由(規模拡大、農地の集約化、新規就農など)

## 申込みに当たっての留意点

応募いただいた場合、以下の事項を整理した上で、インターネット等で公表することになりますので、ご承諾いただく必要があります。

- ① 氏名又は名称(法人・組織の場合)
- ② 募集対象の地域内の農業者か否かの別、新規就農の別
- ③ 借受けを希望する農用地の種別、面積
- ④ 受けた農用地に作付けしようとする作物の種類

※ 農用地の貸付先の決定にあたり、ヒアリングをさせていただくことがあります。



## 農地の出し手についても募集しています!

農地中間管理機構は、出し手から農地を借り受け、受け手となる担い手の規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸します。

**農地を貸したい農業者、利用権の交換により農地の集約化を図りたい農業者の方々は、下記相談窓口までご連絡ください。**

機構を通じた農地の貸借には、国や県の交付金等の対象となる可能性もあります。詳しくは、お問い合わせください。

**相談窓口・お問い合わせ先 各市町の農業所管課 又は 農業委員会**

**公益財団法人香川県農地機構** 香川県高松市松島町1-17-28

TEL:087-831-3211 FAX:087-812-0820

ホームページ:<http://homepage2.nifty.com/kagawa-nk/>